

新冠町立国保診療所からのお知らせ

インフルエンザ予防接種を11月1日(月)より開始しています

○接種受付時間

原則、平日の午後2時00分から午後4時00分まで

但し、木曜日の夜間診療日は、午後6時00分まで受付を延長します。

また、通所手段の都合で午前中の一般診察にあわせて接種を希望される方は午前中でも可能ですが、出来るだけ午後からの接種にご協力下さい。

※ 予防接種の予約は必要ありませんので、直接診療所へお越し下さい。

○接種料金 1回目 2,500円 2回目 1,000円

▶ 2回目の料金については、当診療所で1回目を接種された方のみ適用されます。

▶ 未就学児や小学生のお子さんについては、母子手帳を必ず持参して下さい。

○注意事項

- ① 未就学児や小学生は2回接種となりますので早目に接種して下さい。
- ② 妊娠している方への接種は行いません。
- ③ 1歳未満のお子さんへの接種は原則行いません。
- ④ 接種希望者や他の患者の待ち時間を短くするために『予診票』を事前にお持ち頂けるよう受付会計窓口と外来に置いてあります。予診票は必ず接種当日に記入して持参願います。

○お問い合わせ先 新冠町立国保診療所 ☎ 47・2411

予防対策の決め手 インフルエンザワクチン

インフルエンザワクチンは、接種してから効果が出るまで、約2週間かかり、その後約5カ月間効果が持続します。そのため、インフルエンザが流行する前の接種が効果的です。インフルエンザウイルスは、温度が低く、乾燥した冬場に活動しやすい性質を持っているため、12月～3月頃まで流行します。予防接種を行うことで、インフルエンザによる重い合併症や死亡を防ぎ、健康被害を最小限にとどめることが期待できます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～臓器提供に関する意思表示について～

■臓器提供に関する意思表示ができるようになりました

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。

臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、各市町村窓口を設置しております。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎ 011・290・5601

新冠町役場

町民福祉課保健福祉グループ

☎ 47・2113 (直通)

新型インフルエンザワクチン予防接種

費用助成についてのお知らせ

今シーズンは『季節性インフルエンザ(2価)』と『新型インフルエンザ(1価)』が混合された「3価ワクチン」による予防接種となります。

(昨シーズンは季節性インフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンが分かれていました。)

今年度もインフルエンザワクチン予防接種の費用助成を行います。 **昨年度と助成対象者に変更があります**のでご注意ください。



助成対象者

接種日現在で、町内に住所を有する方で

- ① 町民税非課税世帯・生活保護受給世帯及び小学校6年生以下の方には費用を全額助成します。
- ② 町民税課税世帯のうち、65歳以上の方・60～64歳で心臓やじん臓、呼吸器等に重い病気のある方には、1回目の費用の半額を助成します。

| 対 象 | | 助成金額 | |
|-----|---|-------|-------|
| 1 | ① 町民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する方々 ② 小学校6年生以下の子ども | 1回目接種 | 2回目接種 |
| | | 全額助成 | 全額助成 |
| 2 | 町民税課税世帯に属する方のうち ① 65歳以上の方 ・接種日が誕生日の方も対象です ② 60歳～64歳で心臓やじん臓、呼吸器等に重い病気のある方 ・身体障害者手帳1種1級程度の方 ・身体障害者手帳の写しが必要です | 半額助成 | 助成なし |

助成の手続き

町立国保診療所で接種する方

● 次の方は、窓口での料金負担はありません。

① 小学校6年生以下の方は、母子手帳を診療所へ持参してください。

(母子手帳がない方には、予防接種済証を交付します。)

② 生活保護受給世帯の方は役場で「生活保護受給証明書」の交付を受け、診療所へ提出してください。

● 上記以外の方は、接種費用を負担していただき、手続きに必要なものを持参の上、町民福祉課で申請手続きを行ってください。

対象となる方には、助成金を払い戻しいたします。

必要なもの 領収書・予防接種済証・印鑑・振込先口座

町外の医療機関で接種する方

● 医療機関でいったん接種費用の全額を負担していただき、手続きに必要なものを持参の上、接種が全て終了した後、町民福祉課で申請手続きを行ってください。

必要なもの 領収書・予防接種済証・印鑑・振込先口座

助成する期間

平成23年3月31日までに「3価ワクチン」を接種した方が対象です。

◇お問い合わせ先・申請窓口 町民福祉課保健福祉グループ ☎ 47・2113